

様式第1号（第2条関係）

地方活力向上地域等における事業税の不均一課税に係る申告書	
不均一課税を受ける対象地域 (いずれかに○を付けること。)	1 地方活力向上地域 2 地方活力向上地域以外の地域等
住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所 の所在地並びに名称及び 代表者氏名)	
法人にあっては、法人番号	
不均一課税となる税目	年度の個人の事業税 年 月 日から 年 月 日まで の法人の事業税
不均一課税に係る設備	所在地 名称 事業の用に供した 年 月 日
当該設備（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法 税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。） の取得価額の合計額	円
事業税の不均一課税を受ける 所得又は収入金額	
(備考) この申告書は、茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）第40条の7又は第40 条の14第1項に規定する申告書を提出すべき者（同条例第40条の14の2第1項本文の 規定の適用がある者を除く。）にあっては当該申告書に添付し、茨城県地方活力向上地 域等における県税の特別措置に関する条例第2条第2項各号（同条例第5条第2項に おいて準用する場合を含む。）に規定する者において当該各号に定める日までに提出 すること。	

①の従業者数と
(分割基準の例に
より計算した)①以
外の県内で従事す
る従業者数を足し
上げた数(②の従
業者数は、確定申
告書第10号様式
の「本県の従業者
数」とは必ずしも一
致するとは限りま
せん。)

氏名又は法人の名称	所得の算定期間又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	
1 計算の基礎となる従業者の数等			
不均一課税に係る設備の名称	固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数又は従業者の数		
<p>① 特定業務施設に係る事務所等及び従業者数を記載します。対象施設ごとに従業者数を分割基準の例により計算します。</p>			
<p>地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項の規定による計算となる固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数又は従業者の数 ②</p>		②	
不均一課税額の計算			
区分	本県分の課税標準額の総額 ③	不均一課税を受ける額 ③× $\frac{①}{②}$ ×乗率() ④	差し引き事業税が課される額 ③-④ ⑤
付加価値額・資本金等の所得	円	円	円
付加価値額	000	—	000
資本金等の額	000	—	000
所	年400万円以下の金額	000	000
	年400万円を超え年800万円以下の金額	000	000
	年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の	000	000
所得	000	000	000
合計		000	000
収入金額		000	000

様式第1号付表の数値を転記します。

(備考)
「不均一課税を受ける額」の欄の「乗率」は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める率を記載すること。

- (1) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第1項各号に掲げる事業 0.5
- (2) 地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第4条第1項各号に掲げる事業 0.25